

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当分の翌日、
日、休日は、
がと、
日、
の翌日)

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第四号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

◇人委規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（職員課）

目 次

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（シ）

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（シ）

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（シ）

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（シ）

職員の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則の一部を改正する規則（シ）

鳥取県人事委員会公開口頭審理等傍聴規則の一部を改正する規則（シ）

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（シ）

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（シ）

鳥取県の職員の給与等の状況（職員課）

◇公 告

鳥取県の職員の給与等の状況（職員課）

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「並びに全国高校総体推進室の体育主事」を、「福利課の健康管理主事並びに全国高校総合文化祭推進室の指導主事」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 総務課の主幹（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者に限る。）

第二条第三項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「並びに体育保健課」を、「体育保健課」に改め、「体育係長、指導主事及び社会教育主事」の下に「並びに福利課の健康管理主事」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 総務課の主幹（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者に限る。）

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第五号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の四の二級の項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「体育主事」を「健康管理主事」に改め、同項中同号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 本庁の主幹の職務

別表第三の四の三級の項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「体育主事」を「健康管理主事」に改め、同項中同号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 本庁の困難な業務を処理する主幹の職務

別表第三の五の二級の項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「又は文化財主事」を「文化財主事又は健康管理主事」に改め、同項中同号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 本庁の主幹の職務

別表第三の五の三級の項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「若しくは文化財主事」を「文化財主事若しくは健康管理主

事」に改め、同項中同号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 本庁の困難な業務を処理する主幹の職務

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

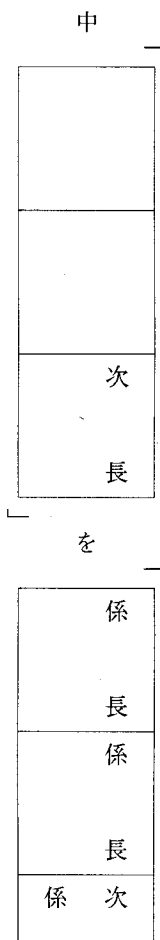
鳥取県人事委員会規則第六号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の本庁の項中「統計資料室及び」、「統計資料室、」及び

小作主事を削り、同表知事の事務部局の地方機関の鳥取空港管理事務所の項



係 長 係 長 次 係 長 長 次 長 所 長	表知事の事務部局の地方機関の項中		め、同表知事の事務部局の地方機関の畜産試験場の項中 課長補佐 を削り、同	を削り、同表知事の事務部局の地方機関の倉吉総合看護専門学校の項中	長	長		
	定所	家畜病性鑑			生所	家畜保健衛	に改め、同表知事の事務部局の地方機関の保育専門学院の項中	係
	次	長			次	長	長	長
	長	次			長	次	長	長
	長	次			長	次	長	長
	長	次			長	次	長	長

係 長 係 長 次 係 長 長 次 長 所 長	を	鳥取港湾事務所	係	に	鳥取港湾事務所	係	を	家畜保健衛 生所	係	長	次	長	次	長	所	長									
																	長	係	長	次	長	次	長	所	長
																	長	係	長	次	長	次	長	所	長
																	長	係	長	次	長	次	長	所	長
																	長	係	長	次	長	次	長	所	長
																	長	係	長	次	長	次	長	所	長

官長官長長 次 長	広場 報官長	別表第二警察の警察本部の項中 広報官	長 係 長 係 長
調刑副署 査事署 官官長長	に改め、同表警察の警察署の項中	に改める。	
を	専係課 門官長長	を削り、 場	次所 長長
指専係課次 導門官長長	専係対課 門官長官長	場 長	
指次 導	専係対課次 門官長官長	を	

知事の事務部局					官長 署副署長 長
地方機関					調管刑副署 査理事署 官官官長長
門学校	鳥取看護専 院	保育専門学 院	喜多原学園	公文書館	に改め、同表の備考中「表の」の下に「八級又は」を、「級を」の 下に「それぞれ九級又は」を加える。
講師	主任	部長	主任	専門員	
主任	部長	主任	主任	専門員	
	幹	幹	幹	専門員	
を 健康管理主事					別表第三教育機関及び教育委員会事務局の教育委員会事務局の項中 体育主事
に改め、同表知事の事務部局の項を次のように改める。					

倉吉総合看護専門学校
主 部 長
任 主 部 長
師 部 長
講 師 部 長

別表第四教育機関及び教育委員会事務局の教育委員会事務局の本庁の項中

文化財

主事を文化財主事を健康管理主事に改め、同表知事の事務部局の項を次のように改める。

知事の事務部局	本 庁
地方機関	
公文書館	
専門員	主 幹
専門員	主 幹
専門員	主 幹

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の本庁の項中

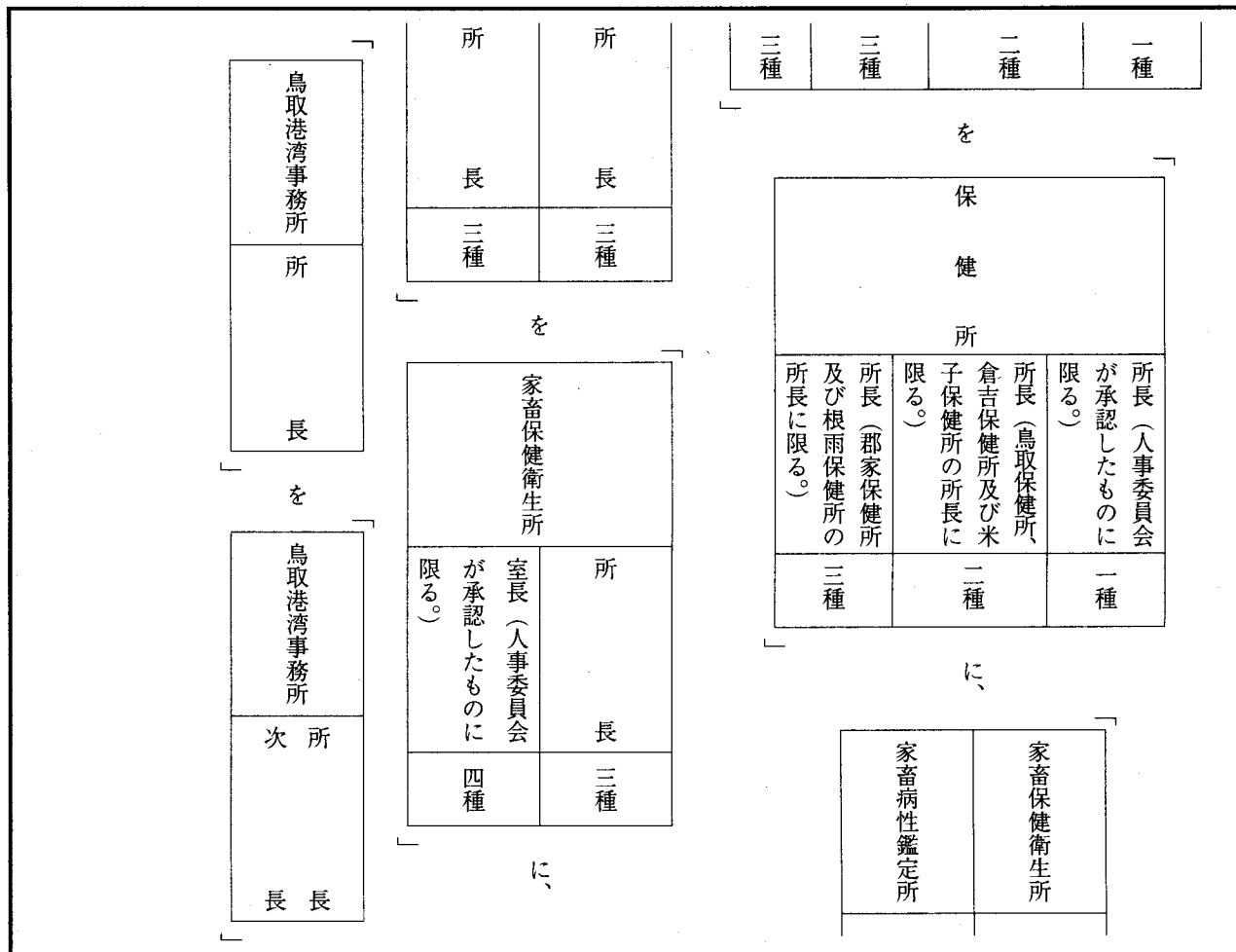
広報室の室長
 能率推進室の室長
 廃棄物対策室の室長
 技術開発室の室長
 専門技術員室の室長
 団体指導室の室長
 林業専門技術員室の室長
 企画室の室長
 高速国道対策室の室長

を

広報室の室長
 能率推進室の室長
 経済政策室の室長
 技術開発室の室長
 専門技術員室の室長
 団体指導室の室長
 林業専門技術員室の室長
 企画室の室長
 高速国道対策室の室長
 営繕企画室の室長

に改め、同表の知事の事務部局の地方機関の項中

保健所	所長（人事委員会 が承認したものに 限る。）
倉吉保健所及び米 子保健所の所長に 限る。）	所長（鳥取保健所、 倉吉保健所及び米 子保健所の所長に 限る。）
所長（郡家保健所 及び根雨保健所の 所長に限る。）	所長（郡家保健所 及び根雨保健所の 所長に限る。）
倉吉総合看護専門 学校	次 長



に改め、同表の警察の警察本部の項中
 課 監 隊 所 室 場 管 理 官 (人事委員 会が承認したもの に限る。)

に改め、同表の警察の警察本部の項中
 課 監 隊 所 室 場 広 報 管 理 官 (人事委員 会が承認したもの に限る。)

に改め、同表の警察の警察署の項中
 署 副 署 事 官 長 長 長

に改め、同表の警察の警察署の項中
 署 副 署 事 官 長 長 長

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてこの規則による改 正前の管理職手当に関する規則別表の知事の事務部局の地方機関の項に掲げる家畜病 性鑑定所の所長の職にあつた職員で施行日以後引き続きこの規則による改正後の管理 職手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表の知事の事務部局の項に 掲げる家畜保健衛生所の室長の職にあるものに係る管理職手当の支給割合については、 改正後の規則第三条第四号中「百分の十四」とあるのは「百分の十六」とする。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第八号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三知事の事務部局の項中

労政・能力 開発課倉吉 分室	情報収集、調査、労働教育 又は公用自動車の運転	倉吉市及 郡の区域
農産園芸課 米子蚕業分 室	蚕業技術の改良普及、養蚕 経営の指導又は公用自動車 の運転	米子市、 西伯郡 野郡の区

び東伯
境港市
及び日
域

を	を
労政能力開 発課倉吉分 室	情報収集、調査、労働教育 又は公用自動車の運転
	倉吉市及び東伯 郡の区域

表の知事の事務部局の土木事務所の中「監督」の下に「、検査」を加える。

に改め、同

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

職員の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第九号

職員の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則の一部を改正する規則

職員の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則（昭和五十六年三月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県人事委員会公開口頭審理等傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十号

鳥取県人事委員会公開口頭審理等傍聴規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会公開口頭審理等傍聴規則（昭和二十六年九月鳥取県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条」を「第四条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の本庁の項中「環境政策課廃棄物対策室長 企業立地課技術開発室長」を「商政課経済政策室長 工業振興課技術開発室長」に改め、「道路課高速国道

対策室長」の下に「建築課営繕企画室長」を加え、同表知事の事務部局の項中

家畜	家畜
----	----

保健衛生所	所長
病性鑑定所	所長

を

家畜保健衛生所	所長	病性鑑
---------	----	-----

定室長

鳥取港湾事務所

所長

鳥取港湾

事務所

所長 次長

に改め、同表出納局の項中「会計課出納係長」

を「審査課出納係長」に改め、同表教育委員会の事務部局等の教育委員会事務局の本庁の項中「全国高校総体推進室長」を「全国高校総合文化祭推進室長」に改める。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十二号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表の20の項中

教育委員会事務局
教育長

を

教育委員会事務局
中学校

教育長

校長 教頭

に改め、同表の45の項中「北条町羽合町泊村中学校組合」を「羽

合町・泊村中学校組合」に改める。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

公 告

鳥取県の職員の給与等の状況を次のとおり公表する。

平成8年3月29日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

鳥取県の職員の給与等について

1 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (平成7年3月末現在)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率B/A (全国平均)	平成5年度 の人件費率
	619,377人	418,239,622千円	1,282,242千円	99,286,209千円	23.7% (29.8)	24.0%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

2 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B	
平成7年度	11,649人	46,565,424千円	8,488,727千円	21,996,352千円	77,050,503千円	6,614千円

(注) 1 職員手当に退職手当は含まない。

2 給与費は、2月補正後の予算に計上された額である。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成7年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職			警 察 職			小・中 学 校 教 育 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	319,367円	379,982円	39.1歳	364,084円	475,757円	41.6歳	334,552円	373,523円	38.7歳
国	297,346円	—	38.7歳	315,290円	—	39.7歳	334,129円	—	38.8歳

区 分	高 等 学 校 教 育 職			現 業 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	363,326円	408,278円	41.2歳	326,033円	359,560円	42.3歳
国	360,169円	—	40.6歳	273,208円	—	47.9歳

(注) これらの額は、平成7年度給与改定前のものである。

4 職員の初任給の状況 (平成7年4月1日現在)

区分	鳥取県		国		
	初任給	採用2年後	初任給	採用2年後	
一般行政職	大学卒	169,000円	182,500円	169,000円	182,500円
	高校卒	137,900円	147,400円	137,900円	147,400円
警察職	大学卒	184,400円	208,000円	184,400円	200,900円
	高校卒	155,700円	176,000円	155,700円	176,000円
小・中学校 教育職	大学卒	189,300円	202,800円	189,300円	202,800円
	高校卒	146,300円	159,700円	146,300円	159,700円
高等学校教 育職	大学卒	189,300円	202,800円	189,300円	202,800円
	高校卒	146,300円	159,700円	146,300円	159,700円

(注) これらの額は、平成7年度給与改定後のものである。

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成7年4月1日現在)

区分	経験年数			
	10年	15年	20年	
一般行政職	大学卒	266,472円	314,020円	375,392円
	高校卒	214,520円	269,823円	313,279円
警察職	大学卒	—円	323,560円	390,383円
	高校卒	239,400円	276,017円	338,311円
小・中学校 教育職	大学卒	274,018円	327,559円	377,087円
	高校卒	—円	—円	—円
高等学校教 育職	大学卒	281,885円	339,238円	392,438円
	高校卒	—円	—円	—円
現業職	大学卒	—円	—円	—円
	高校卒	206,478円	263,110円	308,200円

(注) これらの額は、平成7年度給与改定前のものである。

6 一般行政職の級別職員数の状況 (平成7年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	計
標準的な職務内容	主事、技師	主事、技師	主事、技師	係長、主任、技師	係長、主任	課長補佐、係長、主任	課長補佐	課長	課長	次長	部長	
職員数	107人	342人	429人	417人	386人	622人	398人	257人	55人	25人	12人	3,050人
構成比	3.5%	11.2%	14.1%	13.7%	12.7%	20.4%	13.0%	8.4%	1.8%	0.8%	0.4%	100.0%
1年前の構成比	4.4%	10.7%	15.2%	13.3%	11.3%	21.8%	11.9%	8.1%	1.9%	1.0%	0.4%	100.0%
5年前の構成比	3.9%	13.8%	17.4%	8.7%	9.5%	29.7%	7.2%	7.1%	1.6%	0.7%	0.4%	100.0%

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名である。

7 昇給期間短縮の状況

区分	職 員 数	全 職 種	昇給期間短縮した職員数B									
			一般行政職	警察職	小・中学校 教育職	高等学校教 育職	現業職	比率 B / A	比率 B / A	比率 B / A	比率 B / A	比率 B / A
平成6年度	職員数 A	11,857人	3,060人	1,105人	3,912人	1,700人	626人					
	比率 B / A	2,496人	766人	258人	633人	308人	111人					
平成5年度	職員数 A	11,848人	3,039人	1,100人	3,960人	1,671人	630人					
	比率 B / A	2,515人	756人	268人	677人	307人	105人					

8 職員手当の状況

区分	鳥 取 県	国
期末手当 勤働手当	6月期 1.6月分 12月期 1.9月分 3月期 0.5月分 計 4.0月分	6月期 1.6月分 12月期 1.9月分 3月期 0.5月分 計 4.0月分
	勤働手当 0.6月分 0.6月分 一月分 1.2月分	勤働手当 0.6月分 0.6月分 一月分 1.2月分
(平成7年度) 支給割合	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有
	自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.0月分 28.875月分 勤続25年 33.75月分 44.55月分 勤続35年 47.5月分 62.7月分 最高限度 60.0月分 62.7月分	自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.0月分 28.875月分 勤続25年 33.75月分 44.55月分 勤続35年 47.5月分 62.7月分 最高限度 60.0月分 62.7月分
退職手当 (支給率)	1人当たり 平均支給額 1,319千円 28,747千円	1人当たり 平均支給額 1,319千円 28,747千円
	その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)
調整手当 (平成7年4月1日現在)	退職時特別昇給 10年以上20年未満勤続 1号給 20年以上勤続 2号給	退職時特別昇給 1号俸
	支給対象機関等) 特別区(東京事務所) 大阪市(大阪事務所) 北九州市(北九州駐在)	支給対象機関等) 特別区(東京事務所) 大阪市(大阪事務所) 北九州市(北九州駐在)
支給率	12%	10%
支給対象職員数	27人	11人
		6%
		1人

国の制度(支給率)	12%		10%		6%	
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成6年度)	429,847円	支給対象職員1人当たり平均支給年額	71,934円	支給対象職員1人当たり平均支給年額	60
職全体に占める手当支給職員の割合	42.3%					
支給対象職員1人当たり平均支給年額	71,934円					
手当の種類(手当数)	60					
特殊勤務手当(平成6年度)	夜間看護手当、医療業務手当、教育業務連絡導手当、犯罪捜査手当、病院長業務手当					
代表的な手当の名称	多くの職員に支給されている手当					
支給額の多い手当	教育業務連絡指導手当、病院業務手当、教育業務特殊業務手当、夜間特殊業務手当、犯罪捜査手当					
平成6年度	支給総額	1,501,020千円	支給総額	127千円	支給総額	1,422,751千円
平成5年度	支給総額	1,501,020千円	支給総額	127千円	支給総額	1,422,751千円
時間外勤務手当	職員1人当たり支給年額	1,422,751千円	職員1人当たり支給年額	120千円	職員1人当たり支給年額	120千円

(注) 退職手当1人当たり平均支給額は、前年度に退職した一般職員に支給された平均額である。

(平成7年4月1日現在)

区分	区内		国内の制度と異なる内容との異同	
	対象職員	支給月額	支給月額	支給月額
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	配偶者 16,000円 配偶者以外の扶養親族のうち2人 5,500円 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 その他の者 2,000円	配偶者 16,000円 配偶者以外の扶養親族のうち2人 5,500円 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 その他の者 2,000円	同じ
	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払って	15歳に達する日以後の最初の4月1日1人につき から22歳に達する日以後の最初の3月2,500円 を31日までの間にある子を加算	借家・借間居住者 家賃の額に及び、最高27,000円まで支給 住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払って 新築又は購入時から5年間は2,500円、それ以降は1,000円	

住居手当 いる職員又は 自宅に居住し ている世帯主 である職員	同じ	同じ	同じ
交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員	交通機関等利用者 運賃等の額が40,000円以下の者……運賃等の額 運賃等の額が40,000円を超える者…… 40,000円+(運賃等の額- 40,000円)×1/2 (最高限度額45,000円)	異なる	(国の制度) 自動車等使用者 通勤距離に応じ、 2,000円～ 20,900円を支給
通勤手当	自動車等使用者 通勤距離に応じ、2,200円～ 46,400円を支給		

9 特別職の報酬等の状況 (平成8年1月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当(平成7年度支給割合)
知事	1,285,000円	
副知事	1,005,000円	6月期 1.6月分
出納長	845,000円	12月期 1.9月分
議長	960,000円	3月期 0.5月分
副議長	835,000円	計 4.0月分
議員	780,000円	

10 定員の状況

ア 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

区分	部門	職員数			対前年増減数			
		平成5年	平成6年	平成7年	平成5年	平成6年	平成7年	
部	議会	21	21	21	0	0	0	
	総務企画	453	467	489	2	14	22	
	一般民生	131	129	125	2	△2	△4	
	衛生	482	480	482	△6	△2	2	
	労働	369	374	368	11	5	△6	
	農林水産	65	63	63	0	△2	0	
	農林水産	1,039	1,026	1,032	5	△13	6	
	工業	137	138	140	3	1	2	
	土木	698	711	716	7	13	5	
	小計	3,395	3,409	3,436	24	14	27	
	特別職	教育	6,309	6,299	6,281	△18	△10	△18
	警察	1,335	1,339	1,339	△6	4	0	
	行門小計	7,644	7,638	7,620	△24	△6	△18	
普通会計計	11,039	11,047	11,056	0	8	9		
公営病	726	726	728	1	0	2		
水道	7	7	7	0	0	0		
下水道	77	78	78	1	1	0		
その他	77	78	78	1	1	0		
小計	810	811	813	2	1	2		
合計	11,849	11,858	11,869	2	9	11		

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、鳥取県職員の身分を有する休職者、派遣職員などを
含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

イ 平成7年の職員数の増減状況

部 門	増員数	減員数	差 引	主 な 増 減 理 由
議 会	0	0	0	
総務企画	31	9	22	次期総合計画策定業務、山陰・夢みなと博覧会開催準備体制整備による増等 文書収容、統計業務等の見直しによる減等
一般行政部門				
税 務	0	4	△ 4	県税事務所職員配置見直しによる減等
民 生	2	0	2	前年に欠員となっていた職員の補充等
衛 生	3	9	△ 6	環境対策、歯科保健対策の推進のための増等 病院局への事務移管等による減等
労働	0	0	0	
農林水産	11	5	6	カット・ワルグアイランド関係の土地改良事業の増加への対応のための増等
工 業	9	7	2	観光振興の推進、工業技術の振興体制整備による増等
商 士	7	2	5	用地業務、営繕体制整備、燕趙園開園、町村下水道の通疎代行関連業務の推進による増等
特別行政部門				
政 務	80	98	△ 18	児童数の減少による減等
警 察	0	0	0	
病 院	5	3	2	病院局の設置による増等
公営企業部門				
水道	0	0	0	
下水道	0	0	0	
その他	0	0	0	